

○嘉麻市工場等誘致条例

平成18年3月27日

条例第127号

改正 平成20年3月26日条例第17号

平成24年9月26日条例第22号

平成29年6月27日条例第27号

平成29年9月22日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、嘉麻市内における工場等の誘致を積極的に奨励し、産業の振興と雇用の増大を図り、もって市勢の発展を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「工場等」とは、製造の事業、ソフトウェア業、旅館業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業の用に供する設備の総体をいう。

2 この条例において「新設」とは、新たに工場等を設置することをいう。

3 この条例において「増設」とは、生産能力を増加させるため、又は事業拡張のために既存の工場等を拡張することをいう。

(適用範囲及び奨励措置)

第3条 市長は、工場等を新設（他の者が事業の用に供していた施設を取得した場合も含む。）又は増設する者のうち、この条例の目的に合致する者については、次に掲げる奨励措置を行うことができる。

(1) 資金のあっせん

(2) 市有普通財産の優先的貸付け、3年以内の貸付料の減免、優先的譲渡又は譲渡価格の低減

(3) 工場等用地のあっせん

(4) 住宅用地のあっせん

(5) 道路、排水溝、上水道等公共施設の整備

(6) その他工場等の新設又は増設に必要な条件の整備に関する便宜の供与

2 市長は、常時従業員を10人以上使用する工場等を新設（他の者が事業の用に供していた施設を取得した場合も含む。）又は増設する者のうち、この条例の目的に合致し、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第31条又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第25条の規定の適用を受けることができる者については、前項各号に規定するもののほか、固定資産税の課税免除の奨励措置を行うことができる。

（一部改正〔平成20年条例17号・24年22号・29年27号・29年30号〕）

（課税免除の期間）

第4条 前条第2項の課税免除の期間は、奨励措置がなされた最初の年度以降5年以内とし、奨励措置の限度は、初年度から3年目までは100パーセント、4年目60パーセント、5年目30パーセントとする。

（一部改正〔平成20年条例17号〕）

（特別措置）

第5条 第3条に定めるもののほか、市長において特に必要があると認める場合には、議会の議決を得て奨励措置を行うことができる。

（適用申請）

第6条 奨励措置を受けようとする者は、規則の定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、これを審査し、奨励措置をなすべきものと認めたときは、奨励事項を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の通知を受けた場合において、これに異議がないときは、市長に請書を提出しなければならない。

（計画変更の届出）

第7条 前条の規定により奨励措置の決定を受けた者は、当該工場等の新設又は増設の計画を変更しようとするときは、規則の定めるところにより、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

（奨励措置の継承）

第8条 市長は、相続、譲渡その他の理由により奨励措置を受けている者から当該新設された工場等を引き継ぐ者に対して、その奨励措置の継承を認めることができる。ただし、奨励措置の期間は、第4条に規定する期間の残余期間とする。

(奨励措置の取消し等)

第9条 市長は、奨励措置を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の全部又は一部を取り消し、若しくは停止し、又は免除した固定資産税及び奨励措置に要した費用の全部若しくは一部を返還又は弁償させることができる。

(1) 当該工場等の事業開始を著しく遅延させたとき。

(2) 当該工場等の事業を廃止し、若しくは休止したとき又はその事業が廃止若しくは休止の状態にあると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な行為により奨励措置を受けたとき。

(4) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

(工場等誘致審議会の設置)

第10条 市長は、奨励措置及び前条の規定による処分の適正を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市工場等誘致審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山田市工場設置奨励条例（昭和36年山田市条例第7号）、稲築町工場等誘致条例（昭和37年稲築町条例第23号）、碓井町事業場等設置奨励条例（平成4年碓井町条例第1号）又は嘉穂町工場等誘致条例（平成4年嘉穂町条例第17号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その

他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 合併前の条例の規定により受けた奨励措置は、この条例の相当規定により受けた奨励措置とみなし、その期間は通算する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日条例第 17 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 26 日条例第 22 号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に新たに課される大規模太陽光発電設備に係る固定資産税から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 27 日条例第 27 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 22 日条例第 30 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 第 3 条第 2 項の農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 10 条を削る改正規定は、平成 29 年 7 月 24 日から、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 20 条を地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 25 条に改める改正規定は、同年 7 月 31 日から適用する。